

## 第 13 回大阪府石油コンビナート等防災計画進行管理検討部会議事録

○日時 令和 5 年 10 月 26 日（木曜日） 10 時 30 分から 11 時 20 分まで

○場所 大阪府庁新別館北館 1 階災害対策本部会議室及び Web 会議

○出席者（順不同）

岡山大学名誉教授・特任教授	鈴木部会長
兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科 教授	阪本部会員
大阪市消防局予防部危険物保安課長	松倉部会員
堺市消防局予防部危険物保安課長	木塚部会員
堺・泉北臨海特別防災地区協議会 事務局長	片岡部会員
大阪北港地区防災協議会 事務局長	辰馬部会員
大阪府危機管理室長	西部会員

○内容

（事務局）

定刻となりましたので、ただいまから第 13 回大阪府石油コンビナート等防災計画進行管理検討部会を開催させていただきます。

議事に入りますまでの進行は、事務局が担当させていただきます。

事務局の大阪府危機管理室消防保安課の三島でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

本会議は、Web 会議システムを併用したハイブリッド形式での開催としております。

また、YouTube のライブ配信による一般への公開も行っております。

次に本日の出席者でございますが、参考資料 2 の部会員名簿をご覧くださいまして、確認をさせていただきます。本日、先ほど申し上げましたように関西大学・高橋部会員につきましては欠席となっております。

その他の会員の方々につきましてはご出席いただいているという状況でございます。

事務局は、大阪府危機管理室消防保安課課長の石川、参事の田淵、川添、そして私、三島が出席をさせていただきます。

それでは議事進行につきましては、部会設置要綱第 5 条および部会長が議長を務めることとなっております。

それでは鈴木部会長、以降の進行をよろしくお願いいたします。

(鈴木部会長)

お忙しい中、お時間をいただきましてどうもありがとうございます。

第 13 回大阪府石油コンビナート等防災計画進行管理検討部会を始めさせていただきます。

議事次第に沿って進めていきたいと思いをします。

本日の議事はですね、大きく二つありまして、(1) は、大阪府石油コンビナート等防災対策ガイドラインおよび進行管理について、そして(2) その他です。

それでは(1) から始めさせていただきたいと思いをします。

事務局の方から説明をお願いいたします。

(事務局)

事務局の川添でございます。

議題 1 につきまして資料 1-1 から資料 1-3 を用いまして説明させていただきます。

資料 1-1 をご覧ください。

こちらは、書面開催した第 12 回検討部会で公表について審議いただき、9 月 8 日に公表した資料です。

今回は、特定事業所の取組状況を踏まえ、今後の取組や進め方について議論いただきたいと思いますと思っています。

まず、取組内容の詳細ですが、4 ページ・5 ページの一覧表について説明させていただきます。

重点項目 1 「緊急遮断弁の設置」ですが、令和 4 年度中に 9 基のタンクが廃止されました。

「未対策」のタンク 1 基、「弁は未設置・代替措置」のタンク全 8 基のうち 6 基、「一部は弁を設置・残りは未対策」のタンク 2 基、この 1・6・2 の計 9 基が、「すべての主要な配管へ緊急遮断弁を設置」へと対策が進みました。

また、「弁は未設置・代替措置」のタンク全 8 基のうち 2 基で、一部の弁設置が進み「代替設置（一部は弁を設置）」へと対策が進みました。

4 年度末で未対策と残っている 3 基については、特定事業所にヒアリングを行ったところ、今後のタンク開放点検に合わせて実施していくと伺っております。

次に重点項目 2 「重要施設等の移設」です。

令和 4 年度中に 14 基の施設が廃止されました。

「未対策」だった 4 施設について移設が進んでおります。

また、5 施設で「変電設備の嵩上げ工事」、「消火ポンプの移設」、「配電室への止水壁設置」、

「ガス供給設備を緊急遮断する設備の設置」、「新設 LPG タンクの移設」の代替措置が実施されているといった状況でございます。

4年度末で **60** の施設が未対策となっております。

こちらにつきましては、移設ということもあり、大きな費用がかかりますので、特定事業所へのヒアリングにおいても中長期目線で取り組んでいきたいという声を多くいただいているという状況でございます。

重点項目3「小規模タンクの漂流対策」ですが、「未対策」のタンク **13** 基で「管理油高の見直し」が行われております。

それから **10** 基で「タンク注水による代替措置」が実施されました。

合計 **23** のタンクで対策が行われております。

それから、前年度の報告内容を間違えていましたとの事業者さんがいらっしやいまして、これは相殺する形で計上しております。

こちらは4年度末で未対策が **84** 基となっております。

ただ、**84** 基につきまして事業者ヒアリングを行ったところ、2社 **65** 基で既にアンカーによる固定は行っているが強度計算まではしていないとのことで未対策と回答いただいております。

こちらについては、事実上未対策というよりは、アンカー固定の方に計上できると事務局でも考えておまして、こちらは今年度中にヒアリングを詰めまして対応をしていけたらと考えております。

この **65** 基を差し引きますと **19** 基の未対策が残っていることとなります。

全部で **252** 基ある小規模タンクのうち、**19** 基が未対策ですので、およそ9割方は達成しつつあるといった状況にあります。

次にソフト対策でございます。

重点項目4「漏洩時のリスク評価」ですが、新たに1事業所で通報・連絡マニュアルが整備されました。また、2事業所で測定体制の整備が進んでおります。

それから、未対策の事業者さんにヒアリングを行ったところ、そもそも漏洩リスクのある対象物質を保管していないとの回答を得ております。

その5事業所を「リスク評価実施」「漏えいリスクなし」とした事業所数にそれぞれ計上しております。

その結果、4年度末で未整備数は0となりました。

重点項目5「津波避難計画の見直し」です。

2事業所で、従業員・協力会社員・来客者等を含めた全社総合防災訓練が実施されております。

す。一部見直し済から見直し済となりました。  
未対策だった2事業所で一部見直しが行われております。  
その結果、まったくの未対策という事業者は0となっております。

最後に重点項目6「L2高潮を想定した対策」です。  
未実施だった4事業所で、SNSなどを利用した訓練の実施、台風接近時には工場を閉鎖しますといったところ、それから衛星可搬端末を設置していますというところ、潮位モニタで確認をしていますといったところがありましたので、こちらについては一定策定済に計上させていただきました。  
同じく未実施だった1事業所でBCPマニュアルが策定されましたので、こちらは実施済のところに計上しております。  
重点項目6については、4年度末で4つの事業所で未対策となっております。

総括しますと、ハード対策は順調に進んでいますが、一部、重点項目2といった中長期目線で実施していくものが残っております。  
ソフト対策については、重点項目4・5がゼロ、6についても残り4ということで概ね達成しつつあるといった状況です。  
6ページ以降につきましては、これまでも説明してきておりますので、割愛させていただきます。

-----

続きまして、資料1-2の説明をさせていただきます。  
今年度で第3期対策期間が終了することから、防災本部では、次期取組について検討してきました。  
これまでの検討部会でもご審議いただいておりますが、この度、ガイドラインを制定し、これを基に今後の取組を行っていただくと、それから進行管理もこれに基づいて行くことを考えております。

資料1-2をご覧ください。  
まず目次で、大枠を確認いただきたいのですが、1章「はじめに」でこれまでの経緯とガイドライン制定の目的について述べています。

2章「対象とする範囲」では、府内特定事業所向けのガイドラインであることを記載しております。

3章「法令に基づく石油コンビナート等の防災対策」では、ざっくりではありますが、法に基づく対策について記載しています。

4章「大阪府における石油コンビナート等防災計画」では、府が事務局を務める防災本部と防災計画、防災対策の考え方について述べています。

5章「防災計画における重点項目」では、これまで特定事業所に取り組んでいただいた重点項目について説明しております。

これを今後も引き続き取り組んでいただく項目として位置づけております。

また、各項目について、目的・概要・実施例を挙げております。

6章「特定事業所が取り組む内容」では、令和6年度以降に取り組んでいただく内容について、大きく3本柱で構成しているといった内容でございます。

7章「フォローアップと改善」では、事業者が取組を進めるにあたってこのような手段がありますということで、3つの手段を紹介している内容となっております。

最後、おわりにということでしめております。

それでは、1章から順に内容を見ていきたいと思えます。

まず1章では、はじめにということで、法に基づいて計画を作成していること、その中で「重点項目」を設定し、平成27年度から3期9年間にわたって取組を行っていただき、その進捗管理を進めてきたことを記載しています。

1-1 制定の目的と概要ですが、これまでの重点項目の取組により、一定の効果は得られていますが、資料1-1で説明したとおり、比較的、中長期的な目線で取り組んでいくような項目について進んでいない項目であったり、取組は進んでいるけども、有効性や実効性の評価には至っていないものもあるため、これらについて、今後も引き続き取り組んでいただくこと、それから本ガイドラインにおいて重点項目を今後も継続的に取り組んでいただく項目として位置付けているといったことを書いています。

さらに、有効性と実効性を確認する目的も含めて、訓練と教育の充実を掲げています。

それらにくわえて、せっかく事業者に取り組んでいただいておりますので、それらを積極的にPRして、地域連携にもつなげていきましょう、ひいては地域一帯の防災力を高めていこ

うということを記載しています。

1－2本ガイドラインの位置づけです。

これまでの重点項目は主に防災計画の4章2節の自然災害予防対策について取り組んでいただきました。

今後は、引き続き、これに取り組んでいただくとともに、4章3節の防災教育及び防災訓練の充実についても具体的な内容を定めたものです。

期間については、これまで説明してきたとおり、中長期的な目線が必要ということも踏まえて、令和6年度から10年間を目途として取組期間としております。

ただし、この間も毎年度の実績管理や公表については続けていくといった内容としております。

また、この期間で、例えば法改正であったり、AI・IoTといった技術進展等によって、新たに取り組む内容等が出てくれば随時更新していくことを明記しております。

-----

2章については、対象について説明しております。割愛させていただきます。

-----

3章です。

法に基づいて事業者が取り組むべき項目について、簡単ではありますがまとめたものです。まず、石油・高圧ガスについて取り扱う量に対して、レイアウト規制、第一種、第二種というのが決められていますというところ、それからこれに該当する場合は、3－2以降で法15条以降、特定防災施設等の設置であったり自衛防災組織の設置であったりといった、ここに掲げる項目に取り組んでくださいといった内容を簡潔にまとめております。

-----

4章では、法に基づいて、防災本部を設置していますということ、それから府が事務局を務めていること。また、防災計画を策定していることを記載しています。

4－2では、これまでも重点項目の設定時にも示してきましたが、府の防災計画における防災対策の基本的な考え方について6点を記載しております。

この考え方については今後も引き続き変わらないこととして挙げているものです。

-----

5章です。

重点項目のおさらいになります。

5－1で重点項目の設定とこれまでの取組について改めて記載しています。

5－2では、引き続き取り組む対策ということで、こちらも冒頭でも説明しましたが、重点項目に今後も引き続き取り組んでいまいしょうといった内容になっております。

また、これまで取り組んできた事業所だけでなく、今後、新たにエリア内に事業所を設置するような場合であっても横並びとなるよう取り組んでいただくものとしております。

重点項目については、今後もフォローアップとブラッシュアップを行っていくことが重要であるということも記載しております。

重点項目の一覧ですけれども、項目については一覧表のとおりです。

1～12について、今後も取り組んでくださいということを示しております。

参考1～3は、取組の始まりました1期当初は重点項目として取り組んでいた項目ですが、現在では消防法に基づく法定項目となっており、必須項目となっているため、こちらについては参考扱いとして記載しております。

8ページ以降は、それぞれの項目について、目的、概要、取組例について整理しております。こちらについては、これまでも扱ってきた内容ですので、今回は説明を割愛させていただきます。

-----  
続きまして6章、特定事業所が取り組む内容です。

3期対策期間終了後、令和6年度以降に事業者に取り組んでいただきたい内容について、具体的に記載した章です。

はじめに、でも触れましたが、今後は、重点項目の継続実施とフォローアップ・防災教育と訓練の充実、取組内容のPRと地域連携、この3つの柱に取り組んでいただきたいと考えております。

また、実績報告と公表については、19ページのとおりです。

取り組んでいただく3本柱について、有効性と実効性の評価を行う、専門家等の意見というところが、本検討部会の場合でございます。

その中で、課題や改善点、水平展開できそうなことを見つける。

それらについて、フォローや改善、場合によっては新規取組に活かしていく。

このループを10年間続けていくということを考えております。

実績については、毎年度報告をいただきながら、これまでどおり、毎年、公表するといったこととしております。

次のページからは、具体的な内容です。

1本目の柱である重点項目の継続実施、フォローアップについては、5章で述べていますので、簡潔に記載しました。

2本目の柱である訓練と教育の充実については、5章と同じく、目的と概要、対策例について記載しております。

これらを充実することで有効性と実効性の確認、それから重点項目のフォローアップとい

うところに繋げながら、取組を継続していくといった絵を描いております。

22ページには、参考に令和4年度の訓練実績を記載しております。

こちらについては、訓練目的、実施体制、シナリオ型なのかブラインド型なのかといった分け方であったりとか、事故の前提条件等について記載しているといった内容になっております。

6-3、3本目の柱でございます。PRと地域連携についてですが、事業者にはせつかく色々取り組んでいただいておりますので、積極的にPRしていただいて、また、我々行政としてももっとPRをしていこうという内容です。

PRによって、ひとりひとりの防災意識が高まれば、自ずと地域一帯の防災意識も向上が図れるのではないかということ、それから地域一帯の防災意識が向上すれば、地域連携にも繋がっていくという絵を描いております。

実施例では、これまでの実績報告でもいただいている内容についてまとめているといった内容になっております。全社のCSRレポートでまとめて発信しておりますといったところであったり、グラウンドを防災基地として開放しているといったところもございます。それから我々行政としてもイベントやホームページでも紹介していったりということも考えておりますので、事業者さんにおかれましても、行政に対して、こういったことを載せられないですかね？といった依頼をしていただければと考えております。

以上が6章でございます。

-----  
続いて7章でございます。

6章で具体的な取組み内容を掲げましたが、一方で、事業者さんによっては、どのように進めていけばいいかと戸惑う事業者さんもいらっしゃると思います。

そこで、管理手法等について3点紹介させていただいたのが、7章です。

まず、1つ目、PDCAサイクルですが、こちらは、割と浸透している手法でございますので、改めての説明は割愛させていただきますけれども、図にもありますとおり、ここでは、例えば緊急遮断弁の設置については、このような当てはめ方でできますといったことを活用例として記載しております。

中長期的な計画と相性がいいので、例もそれに合わせて図を描いております。



次に7-2、OODAループの活用というところです。

前回までの部会の中でも話題に挙がっておりますが、OODAループについては、もともと海外の空軍でうまれた考え方で、戦況が目まぐるしく変わる中で、状況を見極め、自分が何をどうすべきかといった方向性を決め、更に意思決定し、それを高速で行うと、そして迅速に対応するといったループを回していきましょうといった考え方です。

この考え方は、これまでも議論のなかで挙がってきた、訓練の充実、なかでもブラインド型訓練のやり方・進め方と大変相性が良いのではないかと考えております。

訓練時、反省時において、この考え方をもって取り組み、反省に活かしていただき、また、次の訓練に活かすといったループを高速で回していただくことで、より充実した訓練に繋がることを期待しています。

最後7-3、ベンチマーキングですが、これはPRの部分で使えます。

PRのやり方が分からないので他の事業者がどのようなことをしているのか教えてほしい・共有してほしいといった声も多く挙がっておりますので、この検討部会の場合であったり、公表のタイミング等で、他の事業所さんがこういった取組をやっておられますよということを紹介しながら、積極的に真似していただけたらと思っています。

-----  
最後、おわりに、ということで8章でございます。

改めてですが、3本柱を掲げて、今後も取り組んでいただく。

今後も、報告と公表は毎年行っていく。

防災対策に終わりはないということから、現状の課題を見つけ、改善活動を行いつけるということ。

これまでは横並びで続けてきたが、今後は、事業所ごとの特性、避難経路が違ったりとか、持っている設備によって対策を打たなければいけないといった事業所ごとの特性も踏まえた対策を行ってくださいということ。

今回の取組の期間については10年間としたこと。

また、今後、法改正や技術進展があれば、必要に応じて随時更新していくということを記載しております。

最後に、防災・減災対策にご尽力いただきたいことを添えて、♫としているといった内容にしております。

引き続き、資料 1-3 について説明させていただきます。

資料 1-3 ですが、ガイドラインによる進行管理のイメージというのをポンチ絵で描いております。

これまでは、3 年間の目標を立てまして、特定事業所から毎年度の取り組み状況を報告いただき、その結果について事務局で取りまとめをして公表してきたと。

それを 3 年間 3 期、9 年間行ってきたというところがございます。

防災計画につきましては、四角の中で点線で囲んでいるところ、4 章 2 節自然災害予防対策について、これまで重点項目に落とし込んできたという内容になるのですが、今後は、資料右側の防災計画 4 章 2 節自然災害予防対策と、4 章 4 節の防災教育・防災訓練というところを新たに落とし込みまして、ガイドラインを作成しているといった内容になっております。

進行管理につきましては、これまでどおり 1 章 3 節に基づきまして、進行管理検討部会を開きながら進行管理を行っていくと。

特定事業者さんにおかれましては、毎年度報告をいただいて、毎年度公表をしていくといったところについては変わらないと考えております。期間が 3 年というところを 10 年間に延ばしたといったイメージを持っていただければと考えております。

資料 1-3 につきましては、以上でございます。

以上で事務局から、議題 1、資料 1-1 から 1-3 についての説明を終わらせていただきます。

(鈴木部会長)

委員の皆さんから、説明に対して何かご質問・ご意見等、ございますでしょうか。

特にないでしょうか。

(事務局)

事務局でございます。事前レクの段階で、高橋先生からご意見を預かっておりますのでご紹介させていただきたいと思っております。

まず資料 1-1 でございますが、重点項目 1 の残り 3 基というところについて、コメントをいただいております。

これについては、タンクの開放点検に合わせて実施していくという説明をしましたところ

「了解です」という回答を得ております。

それから重点項目 2、未実施の 60 の施設についてははだいたい何社ぐらいありますかということ、それから取り組み 0 の事業所はあるのでしょうかという質問を受けております。

60 の施設につきましては、現在 19 社について取り組みの途中というところを事業者から伺っております。

それから 4 社につきましては、検討は引き続き行っておりますけども、取り組みまでには至っていないという回答を得ております。

こちら 4 社につきましては、今後も事務局からヒアリングであったり、働きかけというのを引き続き行っていくということを伝えております。

それから重点項目 4 から 6、ソフト対策につきまして。

ハード対策は、設備を設置してしまえばそれで足りるけども、ソフト対策については継続的に取り組んでいただくことが重要であると。訓練であったり、マニュアルの整備というところは整備するだけではなく、その確認というところもずっとやり続けていかなければいけないですよということをご意見として伺っております。

それから資料 1-2、1-3 のガイドラインにつきましてもご意見をいただいております。

これまでは、取り組みについて行政が取り組み方針を示して、事業者にやっていたという感じもありましたけども、ガイドラインを策定することによりまして、特定事業者さんが自ら対策であったり、課題を考えながら取り組んでいくというふうに、自発的に取り組んでいくような流れに移行していくということについて、これは良いことですねということをご意見として伺っております。

それから、取組期間が 10 年間になったことについても意見をいただいております。

これまでの 3 年間と、今後は 10 年間になるということについて、それぞれメリットとデメリットがあるということで、3 年間ですと短期間でのアップデート、3 年間で絶対に終わらせなきゃいけないとか、3 年間で対策の振り返りをして次に活かしていかなければいけないというようなアップデートへのプレッシャーがかかることに対して、10 年間という期間では、そのプレッシャー自体は弱まっていくのかなと。ただ、これまで通り毎年見直しを行っていくということは変わりませんので、10 年の間で課題を見つけながら必要に応じて随時見直しをしながらやっていけるということに定めたのは、良い点ではないかと思えますと。高橋先生から預かった意見については、以上でございます。

(鈴木部会長)

はい、どうもありがとうございます。

ただいまの高橋委員からのご意見も踏まえて、総合的に皆さんからのご質問、ご意見等ございますでしょうか。

阪本委員から手が挙がっておりますので、よろしく申し上げます。

(阪本委員)

ありがとうございます。阪本です。

質問ではなく、意見を3点、お伝えします。

今回、中長期的な視点から人材育成とか地域連携の取組を進めるための防災対策ガイドラインを策定していただいたことはとても良い取り組みだと思います。

このガイドラインの有効活用に向けて3点ご提案させていただきます。

一点目ですが、ガイドラインを活用した研修プログラムをこれから先、整備されると良いのではないかと思います。

なぜ対策が必要なのか、東日本大震災後の事例等も含めまして、動画等を活用して、皆さんが受講できるプログラムがあると有効であるかと思います。

また2点目、訓練についても、先ほど PDCA や OODA ループを活用するというお話がありましたが、これはいずれも事業評価等においてとても有効な手法だと思うのですが、ここで示されるだけでは活用方法はわかりにくいと思いますので、訓練のモデルを提示していただくとか、実際に使われている評価手法とか、評価ツールをご紹介していただくと皆さん、やりやすくなるのではないかと思います。

そして最後ですが、PR と地域連携はとても大切な取り組みなので、どんどん積極的に進めていただければと思います。

SNS など常時発信をできる仕組みを作っておきますと、災害時の情報発信の仕組みとしても有効だと思いますので、積極的に取り組んでいただければと思います。

以上です。

(鈴木部会長)

貴重なご意見ありがとうございます。

事務局どうでしょうか、今の阪本委員のご提案に対して、何かコメント等ございますでしょうか。

(事務局)

貴重なご意見ありがとうございます。

先ほどいただきました研修プログラムであったり、訓練のモデルであったり、評価手法等の紹介、それからPR、地域連携についても常時発信していくような準備といったところ、どのように進めていくかといったところをまた今後、事務局内でも検討を進めてまいりたいと思います。

ありがとうございます。

(鈴木部会長)

この取組についてはガイドラインには加えなくてもいいですか？

具体的なところで、これからこういうようなことしますというようなことを加えられたら、もっとわかりやすいかと思うのですが、いかがでしょうか。

(事務局)

今後、事務局での検討によりまして、こんな内容であればガイドラインに入れ込んだ方がいいとか、そういったことも踏まえまして、ガイドラインに入れるかそれとも別の研修プログラム等を作るかといったところについても、あわせて検討を進めていきたいと考えております。

(鈴木部会長)

はい。よろしく申し上げます。

阪本委員、それでよろしいでしょうか。

(阪本委員)

はい。よろしく申し上げます。

(鈴木部会長)

非常に貴重なご意見ありがとうございます。

あとその他ございますでしょうか。

会場にいらっしゃる委員の皆さん方、何かご意見や質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(事務局)

会場の方は、特にありませんということを伺いました。

(鈴木部会長)

私の方から1点、ちょっと気になったところです。

令和4年度分の進捗状況のところの重点項目取り組み結果のところ、重点項目2と3の未対策件数がそれぞれ60と84と多いところで、重点項目2は中長期で見直していくという状況であるということ、重点項目3についてはアンカー等による固定の対策がある程度進んでいるので未対策の数は実際には84までにはならないという説明をされたのですが、そのあたりの文言を少し入れた方がわかりやすいかなと思うのですが、いかがでしょうか。未対策の数が少し目立つので、そのあたりを少し加えていただいたらいいのかなと思うのですが、よろしいでしょうか。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。

こちら資料1-1につきましては、既に公表しているということもありますのでこの資料自体には記載はできないのですが、大阪府のホームページでも掲載しておりますので、その辺り、注記等で内容がわかるように記載ができればと考えております。

(鈴木部会長)

そうですね。よろしくお願いします。

他にはよろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。

では続きまして、(2)その他について、に移らせていただきたいと思います。  
事務局から説明をよろしくお願いします。

(事務局)

資料2につきましては連絡事項も含めまして、その他というところで取り扱わせていただきます。

今後のスケジュールについてということで、令和5年度以降、今年度以降の流れについて説明させていただきます。

今年度、令和5年度につきましては、現在ご審議いただいておりますガイドラインの案につきまして、この検討部会終わりましたら、素案として幹事会、それから本部員への照会を考えております。

こちら本部員の照会が終わりましたら、正式な案として、パブコメの実施を予定しております。

パブコメの意見を踏まえまして、正式なものをガイドラインとして策定、公表するといったことを考えております。

こちらにつきましては、3月頃、年度末になると考えております。

それから6年度につきましては、実際に特定事業者さんの方でもガイドラインによる取り組みが開始されますというところで、検討部会におきましては、今、令和5年度の取り組みについて、特定事業者さんに取り組んでいただいておりますので、こちらの取り組み結果についてご審議をいただくといったことを考えております。

それから令和7年度につきましては、6年度に取り組みを開始された内容につきまして、こちらについて報告をいただいて、それから取り組み結果、進行管理についてご審議いただくということを考えております。

それから計画修正でございます。

こちらにつきましては国の方で大きな流れとして、大阪府の中でも進めておるのですけれども、津波浸水深等の見直しというのが今、計画されております。

こちらにつきまして、今現状のスケジュールでは7年度には答えが出るというところで、我々もそのデータをいただいて、石コン区域ではどのような影響があるのかといったところを確認して参ります。

その結果につきまして、計画の修正をしていくといったことを考えております。

8年度以降につきましては、これまで通り、ガイドラインの進行管理というのを続けていくというところで、6年度から15年度まで続けていくといったことを考えております。

資料2、今後のスケジュールについては以上でございます。

(鈴木部会長)

どうもありがとうございます。

ただいま事務局の説明に対して、委員の皆様からご意見、質問等ございますでしょうか。特によろしいでしょうか。

会場の方はいかがでしょうか。

(事務局)

会場でも意見はないということを伺いました。

(鈴木部会長)

はい。どうもありがとうございます。

本日予定されていた議事については、以上でございます。

事務局の方にお返ししたいと思います。

よろしく申し上げます。

(事務局)

鈴木部会長、どうもありがとうございました。

本日の議事録については事務局で整理しまして、会員の皆様にご確認をいただきますので  
よろしくお願いたします。

それでは最後に事務局より一言申し上げます。

(事務局)

消防保安課参事の田渕でございます。

本日は、部会の皆様にはご議論いただきましてどうもありがとうございました。

本日の議論を踏まえましてガイドライン案を今後、幹事会および本部員の意見照会、パブコ  
メを経まして、今年度末に正式に制定いたします。

また、来年度以降につきましては、本ガイドラインを用いて進行管理がスタートしますので、  
具体的な進め方等につきましては事務局内で検討を進めてまいりたいと考えてございます。  
今後も、皆様のご協力をいただきまして、引き続きよろしくお願したいと考えてございま  
す。

本日はどうもありがとうございました。

(事務局)

以上をもちまして、本日の部会を終了させていただきます。

部会委員の皆様方どうもありがとうございました。